財団法人日本船員福利雇用促進センター	東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十二号

ロ　財団法人日本船舶職員養成協会が実施するタンカー安全担当者講習会
ハ　財団法人尾道海技学院が実施するタンカー安全担当者講習会
ニ　財団法人関門海技協会が実施するタンカー安全担当者講習会
二　海上防災訓練標準コース（石油のみを対象として実習を行うものを除く。）
三　海上防災訓練指揮運用コース（平成元年二月二十日以降に実施されたものに限る。）
四　有害物質コース

第十二条の二の十の次に次の一条を加える。

（公示）

第十二条の二の十の二　指定確認機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
財団法人新日本検定協会	東京都港区高輪三丁目二十五番二十三号

2　法第九条の十六の公示（法第九条の十二の規定による許可（確認業務の全部又は一部の休止に係るものに限る。）に係るものに限る。）は、官報で告示することによつて行う。

第三十七条の三の二第五項中「第三項」を「前二項に定めるもののほか、第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第三項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

一　職員、検定事務の実施の方法その他の事項についての検定事務の実施に関する計画が検定事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の検定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　検定事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて検定事務が不公正になるおそれがないこと。

6　第三項の規定により認定を受けた公益法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
財団法人日本船用品検定協会	東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二を第十七条の二の二とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（事業の認定）

第十七条の二　国土交通大臣は、建設業者の施工技術の確保に資するため、建設業者の施工する建設工事に従事し、又はしようとする者の建設工事の施工に関する技術又は技能（以下この項において「建設工事に従事する者の技術等」という。）を審査し、証明する事業（以下「技術・技能審査等事業」という。）で、建設工事に従事する者の技術等の向上を図る上で奨励すべきものを認定することができる。

2　前項の規定による技術・技能審査等事業の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する技術・技能審査等事業について行う。

一　職員、技術・技能審査等事業の実施の方法その他の事項についての技術・技能審査等事業の実施に関する計画が技術・技能審査等事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二　前号の技術・技能審査等事業の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　技術・技能審査等事業以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて技術・技能審査等事業が不公正になるおそれがないこと。

3　前項に規定するもののほか、第一項の技術・技能審査等事業の認定に関し必要な事項は、国土交通大臣が定める。

4　第一項の規定による認定を受けた技術・技能審査等事業を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに技術・技能審査等事業の名称は、次のとおりとする。

技術・技能審査等事業を実施する者		技術・技能審査等事業の名称
名称	主たる事務所の所在地	
社団法人日本基礎建設協会	東京都中央区八丁堀四丁目十四番七号	基礎施工士検定試験
社団法人日本計装工業会	東京都港区虎ノ門一丁目二十一番八号	計装士技術審査
社団法人日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	東京都台東区柳橋一丁目三番三号	建築コンクリートブロック工事士技術審査
社団法人地すべり対策技術協会	東京都港区新橋五丁目三十番七号	地すべり防止工事士資格認定試験
社団法人日本下水道管渠推進技術協会	東京都港区赤坂一丁目六番十四号	推進工事技士試験
財団法人日本ダム協会	東京都中央区銀座二丁目十四番二号	ダム工事総括管理技術者認定事業
社団法人全日本屋外広告業団体連合会	東京都墨田区亀沢一丁目十七番十四号	屋外広告士資格審査・証明事業
社団法人全日本瓦工事業連盟	東京都千代田区富士見一丁目七番九号	瓦屋根工事技士資格試験
財団法人道路保全技術センター	東京都文京区後楽二丁目三番二十一号	舗装施工管理技術者資格試験制度